

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

|                 |    |                  |  |               |         |            |    |    |
|-----------------|----|------------------|--|---------------|---------|------------|----|----|
| 契約実施計画番号        |    | 調 達 要 求 番 号      |  | 物 品 番 号       |         | 仕 様 書 番 号  |    |    |
| 2K0H12E00540    |    | 2L9Z1AE0003 0001 |  |               |         | C-Z000055B |    |    |
| 品名 または 件名       |    |                  |  |               |         |            |    |    |
| 周波数共用技術に関する調査研究 |    |                  |  |               |         |            |    |    |
| 部品番号 または 規格     |    |                  |  |               |         |            |    |    |
| 仕様書のとおり         |    |                  |  |               |         |            |    |    |
| 使 用 器 材 名       |    |                  |  |               |         |            |    |    |
|                 |    |                  |  |               |         |            |    |    |
| 数 量             | 単位 | 銘 柄              |  | 使 用 期 限 等     | グ ル ー プ | 指定         | 検査 | 包装 |
| 1.00            | ST |                  |  |               |         |            |    |    |
| 納地または工事場所       |    |                  |  | 引 渡 場 所       |         |            |    |    |
| 陸幕              |    |                  |  |               |         |            |    |    |
| 搬 入 場 所         |    |                  |  | 納 期 ま た は 工 期 |         |            |    |    |
|                 |    |                  |  | 令和5年3月31日（金）  |         |            |    |    |

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和4年10月31日（月）15時00分 中央会計隊入札室（E- 1 棟 6 F）

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 入札に関する条件

仕様書第4項の4. 1 契約の相手方の条件を全て満たすこと。入札日の3日前までに、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部の確認を得るものとする。

### (2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

なお、経費率算定対象業者については

「利益制限契約に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」  
「原価監査付契約に関する特約条項」

を上記条項に追加する。

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 最低入札価格が予決令85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格」という。）を行うので協力されたい。
- エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。  
（FAX可）
- キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所  
令和4年11月8日（火）15時00分 中央会計隊入札室（E-1棟6F）
- ク その他の項目については別紙による。
- ケ 契約手続の問い合わせ先  
中央会計隊契約科第2班 一色 （TEL:03-3268-3111 内線47555）  
（FAX:03-5269-5135（直通））  
  
仕様書に関する問い合わせ先  
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 田中 （TEL:03-3268-3111 内線41463）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |                |                             |
|-----------------|----------------|-----------------------------|
| 物品番号            | 仕 様 書 番 号      |                             |
| 周波数共用技術に関する調査研究 | 陸幕指通-C-Z00055B |                             |
|                 | 承 認            | 令和 4年10月 5日                 |
|                 | 作 成            | 令和 4年 7月22日                 |
|                 | 変 更            | 令和 4年10月 5日                 |
|                 | 作成部隊等名         | 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課 |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、周波数共用技術に関する調査研究（以下，“本役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

#### 1.2.1 周波数共用

同一周波数を異なる無線機で使用するをいう。（周波数共用においては、相互に電波干渉が生じないように、地理的な離隔距離を十分に保つ必要がある。）

#### 1.2.2 周波数共用技術

同一周波数を異なる無線機で使用するにあたっては、干渉防止のため、使用地域に制約を受けることから、干渉計算や送信出力を自動的に処理する等により、周波数の効率的な利用を可能にする技術をいう。

#### 1.2.3 野外通信組織

陸上自衛隊が野外で行動する部隊等のために、必要に応じ構成する通信組織をいう。

#### 1.2.4 無線通信

電波を使用した電気通信をいう。（主要な無線機として、広帯域多目的無線機を使用する。）

#### 1.2.5 無線通信系

野外で行動する部隊等が、指揮統制・情報共有のために、同一の周波数を使用して構成する無線通信所の集団をいう。

## 1.3 引用文書等

### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

#### a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

- 1) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

[防防調第 4608 号(19. 4. 27)]

- 2) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

[陸幕装計第 34 号(1. 5. 29)]

### 1.3.2 関連文書

#### 法令等

- a) 秘密保全に関する訓令 [防衛省訓令第36号(19. 4. 17)]
- b) 政府システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン  
[各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定(26. 12. 3)]
- c) 防衛省の情報保証に課する訓令[防衛省訓令第 160 号(19. 9. 20)]
- d) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)[防運情第 9248 号(19. 9. 20)]
- e) 陸上自衛隊の情報保証に関する達[陸上自衛隊達第 61-8 号(19. 12. 17)]
- f) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

### 1.4 附属書

#### 附属書 A 報告会実施要領

## 2 本役務に関する要求

### 2.1 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前述 a) の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 前述 b) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

### 2.2 一般的要求事項

本役務は、周波数共用技術について検討し、将来の無線機への実装に必要な要件について判断することを目的とする。

#### 2.2.1 調査研究

調査研究は、2.2.2 から 2.2.7 による。

なお、細部は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下、「指揮通信システム課」という。）との調整による。

#### 2.2.2 実施計画書（作業工程表）の内容

- a) 実施方針
- b) 実施要領
- c) 実施スケジュール
- d) 実施体制

#### 2.2.3 将来保有すべき無線機の機能

- a) 将来の無線通信に必要な機能について検討し、導出するものとする。
- b) 将来の無線通信を取り巻く環境について調査・分析し、無線機の機能を導出するものとする。

- c) 陸上自衛隊の現在の無線通信に関する課題を分析し、導出するものとする。
- d) 陸上自衛隊が将来保有すべき無線通信の機能を分析し、導出するものとする。

#### 2.2.4 周波数共用技術に関する全般動向

- a) 国内外における周波数共用技術について調査・分析するものとする。
- b) 陸上自衛隊の無線通信に必要な周波数共用技術について定義するものとする。

#### 2.2.5 陸上自衛隊の無線機に採用すべき周波数共用技術

2.2.3 及び 2.2.4 で導出・分析した結果を踏まえ、陸上自衛隊が将来、無線機に採用すべき周波数共用技術について導出するものとする。

#### 2.2.6 陸上自衛隊の無線機に採用すべき周波数共用技術の実現要領

実現要領の検討は、次による。

- a) 実現要領にかかる考慮事項：周波数共用技術を適用するにあたっては、輕易に機能の更新、拡張が可能となるとともに、利用者に周波数共用技術の恩恵を享受させ得るアーキテクチャを基本として検討するものとする。
- b) アーキテクチャ構成の検討：2.2.5 において導出した周波数共用技術について、周波数共用技術を実現するアーキテクチャ構成を検討するものとする。
- c) プロトコルの検討：2.2.5 及び 2.2.6 a), 同 b) において導出したアーキテクチャにおいて、周波数共用技術を適用するために求められる周波数管理制御用プロトコルを検討するものとする。

#### 2.2.7 実現に向けた実施事項

周波数共用技術を実現するハードウェア及びソフトウェアに求める機能要件及び非機能要件を明らかにし、機能の効率化について検討して提言をまとめるものとする。

### 2.3 役務実施場所

役務実施場所は、次による。

なお、細部は、指揮通信システム課との調整による。

- a) 官側が許可した契約相手方の事務所等
- b) 官側が指定した自衛隊施設等

### 2.4 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日～令和5年3月31日とする。

### 2.5 報告会の実施

契約の相手方は、各報告書の提出時期にあわせて報告会を実施し、指揮通信システム課に各報告書の内容を説明するものとする。

なお、報告会の実施要領は、**附属書A**による。

### 2.6 調整会同の実施

契約の相手方は、中間報告書の提出までの間、2週に1回を基準として調整会同を実施し、調査・分析の実施状況を報告するものとする。また、懸案事項などについては、指揮通信システム課と調整を行うものとする。

なお、中間報告書提出以降の実施時期については、指揮通信システム課との調整による。

### 2.7 その他の要求

中間報告以降の調査・分析の深化により中間報告内容と相違が出る場合は、その都度、指揮通信システム課と調整の上、調査・研究内容に修正を加えるものとする。

### 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

### 4 その他の指示

#### 4.1 契約の相手方の条件

##### 4.1.1 組織に関する要求

組織に関する要求は、次による。

- a) 日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有するものとする。
- b) 周波数共用技術を用いた日本国内又は国外の周波数管理システムの構築・運用・管理等の実績を有する組織とする。

##### 4.1.2 従事者に関する要求

従事者に関する要求は、次による。

- a) 本調査研究の責任者は、次の条件を満たさなければならない。  
博士，P h . D .，技術士[電気電子部門又は情報工学部門]，R C C M[電気電子部門]を有する者，又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者（無線通信部門又は通信ネットワーク部門において10年以上の実務経験を有することを所属する会社の代表者により証明される者）とする。
- b) 周波数共用技術を用いた業務最適化に係る調査・分析・改善提案等の業務に従事した経験を有する者とする。
- c) 周波数共用技術に関する日本国内又は国外の電波法制化・規格標準化に係る技術提案等の業務に従事した経験を有する者とする。

#### 4.2 提出書類等

提出書類などは、表1により、細部は、指揮通信システム課との調整による。

なお、提出書類等は、指揮通信システム課の確認を受けた後、提出するものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

表1－提出書類等

| 番号                                                              | 提出書類    | 提出形態   | 数量  | 提出時期        | 提出先                |
|-----------------------------------------------------------------|---------|--------|-----|-------------|--------------------|
| 1                                                               | 作業従事者名簿 | 電子記憶媒体 | 1 式 | 契約締結後、速やかに  | 指揮通信システム課<br>(市ヶ谷) |
| 2                                                               | 実施計画書   | 電子記憶媒体 | 1 式 |             |                    |
| 3                                                               | 中間報告書   | 電子記憶媒体 | 1 式 | 令和 5 年 1 月末 |                    |
| 4                                                               | 成果報告書   | 電子記憶媒体 | 1 式 | 令和 5 年 3 月末 |                    |
| 注記 1 中間報告書は、2.2.1～2.2.6に関する調査・分析結果を基準とする。                       |         |        |     |             |                    |
| 注記 2 成果報告書は、2.2.1～2.2.7に関する調査・分析結果とする。                          |         |        |     |             |                    |
| 注記 3 電子記憶媒体は、CD－R又はDVD－Rとし、データ形式は、Microsoft Office形式及びPDF形式とする。 |         |        |     |             |                    |

#### 4.3 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたも

の取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。

- b) 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- c) 契約の相手方が第三者に従事させる場合の届出は、図 1 による。

#### 4.4 情報保全

契約の相手方は、本契約の履行により知り得た内容については、許可なく部外への利用又は公表を行ってはならない。契約履行後も同様とする。

#### 4.5 無償貸付品

契約の相手方は、表 2 によるほか、この契約の履行に当たり官側が保有する物品などの借受けが必要な場合は、事前に官側の確認を受け、必要と認めたものについて無償で貸付を受けてもよい。

なお、細部は、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

表2－無償貸付品

| 番号 | 名 称                  | 数量    | 貸付時期                  | 返却時期                  |
|----|----------------------|-------|-----------------------|-----------------------|
| 1  | 広帯域多目的無線機（車両用）取扱説明書  | 各 1 部 | 契 約 締 結<br>後，速やか<br>に | 役 務 完 了<br>後，速やか<br>に |
| 2  | 広帯域多目的無線機（携帯Ⅰ型）取扱説明書 |       |                       |                       |
| 3  | 広帯域多目的無線機（携帯Ⅱ型）取扱説明書 |       |                       |                       |

#### 4.6 官側の支援

契約の相手方は、役務の履行のための諸作業のうち、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地作業における官側が保有する電話、電力及び水等の使用及び操作に関する事項
- b) 現地作業に必要な施設等の利用及び立ち入り申請に関する事項
- c) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- d) その他、担当間等が必要と認めた事項

#### 4.7 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権などが発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

#### 4.8 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

#### 4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

**附属書 A**  
**(規定)**  
**報告会実施要領**

**A.1 適用範囲**

本調査研究における報告会の実施要領について規定する。

**A.2 目的**

契約の相手方は、仕様書に基づき作成する本調査研究の実施計画書、中間報告書及び調査研究結果報告書の説明を行い、その内容を官側が確認する。

**A.3 報告会の実施要領等**

**A.3.1 報告会の構成**

報告会主任、報告会主任補佐及び報告委員会をもって構成する。

- a) 報告会主任は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波班長とする。
- b) 報告主任補佐は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班担当者とする。
- c) 報告会委員は、報告主任が氏名した者とする。

**A.3.2 所掌事項**

- a) 報告会主任は、本要領に基づく報告会を総括する。
- b) 報告会主任補佐は、報告会主任を補佐し、報告項目について報告会の実施を担当する。
- c) 報告委員は、報告会主任補佐の指示に従い報告会を実施する。

**A.3.3 実施時期**

実施計画の報告会は、契約締結後、速やかに開催するものとする。

なお、中間報告会及び調査研究結果報告会は、実施計画によるものとし、細部は、指揮通信システム課との調整による。

**A.3.4 開催場所**

市ヶ谷地区内（基準）

**A.4 報告要領**

- a) 契約の相手方が、実施計画書をもって行うものとする。
- b) 契約の相手方が、中間報告書をもって行うものとする。
- c) 契約の相手方が、成果報告書をもって行うものとする。

**A.5 報告要領**

- a) 報告会において指摘事項等が発生した場合、契約の相手方は、指摘事項等に基づき所要の措置を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、議事録を調達要求元に提出するものとする。

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者(契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。)をいう。以下同じ。)に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業(輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。)を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。)に作業従事者名簿(作業従事者管理日報を含む。以下同じ。)を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1- 第三者に従事させる場合等の届出

入札書  
見積書

|        |             |          |              |
|--------|-------------|----------|--------------|
| 調達要求番号 | 2L9Z1AE0003 | 契約実施計画番号 | 2K0H12E00540 |
|--------|-------------|----------|--------------|

金額 ¥

| 品名              | 規格      | 数量          | 単位 | 単価(税抜)    | 金額 |
|-----------------|---------|-------------|----|-----------|----|
| 周波数共用技術に関する調査研究 | 仕様書のとおり | 1           | ST |           |    |
|                 | 以下余白    |             |    |           |    |
|                 |         |             |    |           |    |
|                 |         |             |    |           |    |
|                 |         |             |    |           |    |
|                 |         |             |    |           |    |
|                 |         |             |    |           |    |
|                 |         |             |    |           |    |
|                 |         |             |    |           |    |
| 納入(履行)場所        | 市ヶ谷(陸幕) | 納入期限(工期)    |    | 令和5年3月31日 |    |
| 入札(契約)保証金       | 免除      | 入札(見積)書有効期限 |    |           |    |

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

## 委 任 状（入札等）

殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

⑩

年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
年 月 日から 年 月 日までの間、  
を代理人と定め、下記権限を委任します。  
なお、委任解約した場合には連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

年 月 日

委任者

⑩

受任者

⑩

## 契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊の調達案件についてきましてご協力を頂きありがとうございます。

この度、押印等の省略について、令和3年4月1日以降、以下のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

### 記

- 1 押印が必要な書類  
契約書（なお、割印は不要）
- 2 押印を省略できる書類  
契約書以外の書類
- 3 押印省略時の措置  
契約書以外の書類への押印を省略する場合は、代表者名のほか責任者及び担当者の氏名並びに連絡先を記入願います。  
なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。
- 4 その他  
従来どおり契約書以外の書類への押印を省略しない場合には、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記入は不要です。